

計	八八	五五	二六	一一
---	----	----	----	----

大正十三年

腸チフス	一二四	九五	二四	一三
バラチフス	一	一		
疫痢	二	五	二	五
赤痢	一			
ヂフテリア		一		
猩紅熱	九	七		
脳脊髄膜炎	一			
計	一二八	一〇九	二六	一八
コレラ	一			

大正十四年

腸チフス	四〇	二〇	四	二
バラチフス	一	一		
疫痢	七	八	六	八
赤痢	二	二		一
ヂフテリア	一			
猩紅熱	六	六	一	
脳脊髄膜炎	一			
計	五九	三七	一一	一一

二 醫師 本町には明治以前には一名の醫師も在任せざりし如く、維新後も僅に明治七年十月調第七大区三小区の戸籍表中、不入斗の部に醫師男一人とあるを發見せるのみなるに、爾來五十年町内の進展は遂に今日の隆昌を來し、從て醫師の來住せるもの亦相次いで増加し、大正十四年末現在に醫師五十三名、齒科

醫二十五名にして、何れも濟生的使命に勵精せられつゝあり、茲に開業年月順序に依り、私立病院及重なる醫院二三を擧ぐれば左の如し。

月岡病院 新井宿二、五七一番地に在り、院長は醫學士月岡道保氏にして、内、外科、小兒科等を主とし、大正五年二月八日前經營者山下某より繼承したるものにて、同院には傳染病患者收容の設備あり。

櫻井病院 不入斗一八五番地に在り、大正十年四月二日開業、院長はドクトルメヂチーネ櫻井兼三氏にして、産科婦人科を専門とす。

原田病院 不入斗四二一番地に在り、産科婦人科専門にして、大正十年九月九日開業、院長は慈惠醫學士原田信夫氏なり。

福田病院 不入斗三七〇番地に在り、乳兒科、小兒科、乳母科を主とし、院長は醫學士福田謙之氏にして、大正十四年四月二十九日開業す。

博濟堂醫院 新井宿二、六一八番地に在り、内、外科、小兒科等を主とし、明治四十年八月七日開業、院長は試験合格道源深造氏なり。

志賀醫院 大正六年四月六日八幡停留場際に開業し、最近更に不入斗七六一番地に洋風醫院の建築を爲し、内科及小兒科を主とし、院長は試験合格志賀樹太郎氏なり。

安田醫院 不入斗三五五番地に在り、院長は慈惠醫學士安田三郎治氏にして、外科、花柳病科を主とし、大正八年四月二十二日開業す。

葛目醫院 新井宿子母澤九二〇番地に在り、大正九年二月二十六日開業、耳鼻咽喉科を専門とし、院長は試験合格葛目猪太郎氏なり。

鏑木醫院 不入斗五七六番地に在り、内科専門にして入院室を有し、大正九年六月二日開業、院長は長崎醫專卒業鏑木正雄氏なり。

小出小兒科醫院 新井宿四一番地に在り、院長は慈惠醫學士小出莞爾氏にして、小兒科を専門とし大正十一年六月十日開業す。

渡邊醫院 新井宿一、六五九番地に在り、院長は醫學博士渡邊隣二氏にして、大正十一年十一月二十九日開業、内科を専門とし頗る宏壯なる醫院なり。

羽坂齒科醫院 新井宿一、四八九番地に在り、院長は試験合格羽坂勇喜氏にして、大正八年五月十日開業し、齒科醫としては最も古參の者に屬す。

三 産婆 本町在住の産婆は、後に掲記するが如く、大正十四年末現在三十二名なるが、就中新井宿一、四七三野治ソト子氏は明治三十三年十二月、不入斗一〇六二村松まさ子氏は、同四十一年十月の開業に係り、當町に於ける同業者中の古參者として、共に信用を博し、又近年開業の者には不入斗八五一坂部みき子、同一、二六四田邊ハナ子、同四五一土橋キミ子、同一、三〇五鈴木ま乃子、新井宿七〇二深谷よし子各氏等、最も隆盛なるが如く、殊に荏原郡同業者組合の組織成るや、野治ソト子氏は第四部長、坂部みき子、鈴木ま乃子兩氏は同幹事に推薦せられ、共に組合役員として其の事務に執掌せられつゝあり。

四 看護婦 近來看護婦の當町に來住するもの非常の多數に上りしは、町内には上流の家庭多く、常に需用の頻繁なるに基くか、又は病院、醫院等の益、盛大なるに因るものか、或は職業婦人として、殊に斯業に従事する者の一般に増加したる結果なるか、兎に角大正十年には僅に十餘名なりしものが、同十二年には一躍五十四名となり、同十四年末には、九十六名を算するに至りし如き、またとに異常の増加といふべし。而して其の約半數は、全く單獨の従業者なるも、殘りの半數は看護婦會に所屬し、看護婦會には里吉つねゑ氏の恩惠看護婦會（所屬會員三十名）、杉原はる子氏の大森看護婦會（所屬會員十二名）の二あり、里吉つねゑ氏は荏原聯合看護婦會の會長なりといふ。

五 醫療關係業者 醫師、産婆、看護婦等は、大體前記の如くなるが、齒科醫、藥劑師其の他の者を一括し、大正十二年來の年度別員數を舉示すれば、即ち左の如し。

大正十二年

醫師	五三	齒科醫	一七	接骨醫	一	獸醫	二
藥劑師	一七	産婆	三二	看護婦	五六	鍼灸按摩	三〇

大正十三年

殊に當町が交通至便の住宅地たるに加へ、附近一帯の貨物集散地として、尙ほ益々發展の趨勢にあるのみならず、特産物を有する隣接大森町を控ふる等其の取引の益々増大するは勿論、同支店の將來は極めて有望なるもの、如し。

入新井信用利用組合

一 組合名稱 有限責任入新井信用利用組合

従前は有限責任入新井信用組合と稱したるも大正十二年一月前記の如く改稱す。

二 事務所 入新井町大字不入斗四百二番地

三 設立年月日 明治三十五年七月十八日

四 組合の創設

本町は明治二十二年町村制施行と同時に、不入斗村と新井宿村とを合併して、入新井村と稱し、大正八年町制を施くに至りしものにて、元來不入斗は中央字境より南方海岸に沿ひ、地勢の關係より、漁業に従事するもの多く、新井宿は字境以北

の丘陵に聯りて、農業者大部を占め其の生活状態も自ら劃然たるものありしも、時代の推移に伴ひて交通機關發達し、東京市街と殆ど合璧の觀を呈せる爲め、郊外住宅地として都人士の來住する者續出し、數年を出でずして山麓より海岸に連る一帯の水田は、倏ちにして人家楡比の街衢と變じ、明治二十年頃僅に五百有餘なりし戸數は、大正八年町制施行當時は四千有餘戸の多數に上り、爾來益々發展して今日の盛況を爲すに至れるも、由來新開の地なるに依り、住民には凡ゆる階級を網羅し、從て生活状態も多種多様にて、頗る複雑なるものありし。

町内の事情大要前記の如くにして、其の富める者は、對物信用に依頼して資金の運轉を計り、或は臨時の用途に支障なきを得たれども、中流以下の社會に在りては、嘗に金融機關を利用するの途なきのみならず、經濟上常に不如意なるは亦當然の歸結にして、其の過渡期に於ける無盡又は頼母子講の如き、多くは失敗に了るを恐れ、勢ひ質屋又は高利貸等を利用せざるべからざるに至り、或は手數料と稱し若くは歩合と唱へ、種々なる名義の下に過當の金錢を徴收せられ、愈々窮境